

In brief

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

26 September 2014

IASBが「IFRSの年次改善 2012-2014年サイクル」を完了

論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年9月25日、「IFRSの年次改善 2012-2014年サイクル」を公表しました。本修正は、国際財務報告基準 (IFRS) 第5号、IFRS第7号、国際会計基準 (IAS) 第19号、およびIAS第34号に影響を及ぼすもので、2016年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。以下は、主な修正を要約したものです。

影響

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

本修正は、資産(または処分グループ)を「売却目的保有」から「分配目的保有」へ、または「分配目的保有」から「売却目的保有」へ分類変更する場合、これは売却計画または分配計画の変更にはあらず、またIFRS第5号における売却計画または分配計画の変更に係る会計処理を適用してはならないことを明確にしています。これは、単に資産(または処分グループ)の処分方法が変更されたことで、あたかも過去に「売却目的保有」または「分配目的保有」として分類されていなかったかのように、財務諸表上で当該資産(または処分グループ)を再度表示する必要はないことを意味します。また本修正は、「分配目的保有」の会計処理を中止するが「売却目的保有」には分類変更されない資産(または処分グループ)に対して、売却計画の変更に係るガイダンスを適用する必要があることを明記することで、本基準の不備を修正しています。

IFRS第7号「金融商品:開示」

IFRS第7号に対して2つの修正があります。

1. サービシング契約

譲渡人において資産の認識の中止が認められる条件下で、企業が金融資産を第三者に譲渡する場合、IFRS第7号は、企業に対し、その企業が譲渡資産において依然として有する可能性のあるすべての種類の継続的関与を開示するよう要求しています。

IFRS第7号は、こうした状況において継続的関与が何を意味するかについてのガイダンスを提供しています。また、本修正は、金融資産のサービシング契約条件が継続的関与なのかどうかを経営者が判定するために個別のガイダンスを追加するものです。本修正は将来に向かって適用されますが、遡及的に適用することも可能です。同じ救済措置を初度適用企業に提供するため、IFRS第1号に対する結果的修正が含まれています。

2. 期中財務諸表

本修正は、修正IFRS第7号「開示—金融資産及び金融負債の相殺」の要求する追加開示が、IAS第34号により要求されていない限り、すべての期中期間において具体的に要求されるわけではないことを明確にしています。本修正は遡及的に適用されます。

IAS第19号「従業員給付」

本修正は、退職後給付債務の割引率の算定では、当該負債がどの国で発生したかではなく、どの通貨建てであるかが、重要であることを明確にしています。優良社債の市場の厚みが存在するかどうかの判断は、当該負債が発生した国の社債ではなく、当該負債と同じ通貨建ての社債に基づきます。そして、当該通貨建ての優良社債について厚みのある市場が存在しない場合には、同様に、当該通貨建ての国債を用いなければなりません。本修正は遡及的に適用されますが、表示する最も早い期間の期首までの遡及に限定されます。

IAS第34号「期中財務報告」

本修正は、IAS第34号における「期中財務報告の他の部分における情報」の意味を明確にしています。さらに、本修正では、期中財務諸表から当該情報の場所への相互参照を含めることを要求するようIAS第34号を修正しています。本修正は遡及的に適用されます。

考察

影響を受ける企業は？

すべての企業が、本修正による影響を受けるものではありません。ただし、影響を受ける場合は、その影響は大きい可能性があります。本修正の全体を読んだ上で、貴社に及ぼす影響をご判断ください。